

老人福祉法施行細則（県規則）の改正について

令和 6 年 3 月
高齢者福祉課

1 概 要

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 67 号）の一部改正に伴い、当該条例を引用する老人福祉法施行細則について、所要の改正を行う。

併せて、行政手続等における押印の見直しの実施に伴い、押印欄の削除を行う。

2 改正内容

- ・第 1 号様式の 7、及び第 2 号様式の表記の整備
- ・全様式中の押印欄の削除

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日